

受験番号

令和2年度 横浜国立大学大学院国際社会科学府

博士課程前期 国際経済法学専攻

入学試験（第2次募集）（筆記試験）問題

専門科目

憲法	1
民法	2
民事訴訟法	3
国際法	4
国際私法	5
労働法	6
知的財産法	7
社会保障法	8
開発協力論	9

[憲 法]

次の第1問および第2問のすべてに解答しなさい。

[第1問]

表現の自由の事後抑制と事前抑制について論じなさい。その際、①区別の基準を踏まえつつ、②事後抑制と事前抑制のそれぞれの例を挙げたうえで、③それぞれの違憲審査の厳格度に言及しなさい。(50点)

[第2問]

日本国憲法上、衆議院と参議院は権限上対等とされているか、具体例を挙げて論じなさい。なお、もし権限上対等でないとしたら、その正当化根拠についても言及しなさい。(50点)

[民 法]

以下の〔第1問〕または〔第2問〕のうちから一問を選択し、解答しなさい。解答に当たっては、必ず選択した問題の番号を冒頭に明記すること。

〔第1問〕

民法は、物権の譲渡に限らず、債権の譲渡についても第三者に対抗するための「対抗要件」の制度を設けている。そこで、「対抗要件」が問題となる具体例を用いながら、それら複数の制度を比較検討し、相互の異同を説明しなさい。なお、相続法に関する2018年の民法改正（平成30年法律72号）を含めた説明であることを要しない。

〔第2問〕

C（個人）は、知人Bから依頼され、BがAに対して負う貸金等債務800万円（以下、主債務 α と呼ぶ）を担保するため、Aとの間で連帯保証契約（以下、本件保証契約と呼ぶ）を締結し、その書面を作成した。本件保証契約の書面によれば、Cは、一定の範囲に属する不特定の主たる債務につき、5000万円を限度（極度額）として保証債務を負担するものとされていた。

上記の事実を共通の前提として以下の設問すべてに答えなさい。なお、解答は、債権関係に関する2017年の民法改正（平成29年法律44号）前の現行規定によれば足り、事案は設問ごとに異なるものとする。

- (1) 本件保証契約の締結に際し、Bは、「自分が所有している不動産を担保に差し入れるから、Cには絶対に迷惑をかけない」とCに述べたが、それは全くの嘘であった。Cは、本件保証契約の効力を争うことができるか。（配点30点）
- (2) 本件保証契約が有効であることを前提として、同契約締結後にCが急死したものとする。Cの死亡による相続が開始し、唯一の相続人であるDが、被相続人Cの権利義務を限度なく承継した（単純承認、民法920条）。折しも、Bは、Cが死亡したあとになり、Aから新たに1000万円（以下、主債務 β と呼ぶ）を借り受けた。この場合、Dは、主債務 α 、主債務 β の両方にかかわる保証債務を負うことになるか。（配点35点）
- (3) 本件保証契約が有効であることを前提として、同契約締結後にBが死亡し、その唯一の相続人であるEは、相続によって得た財産の限度において被相続人Bの債務を弁済すべきことを留保する限定承認（民法922条）の手続を済ませた。この場合、Cの保証債務は、Eの限定承認による影響を受けることになるか。（配点35点）

[民事訴訟法]

次の(1)から(3)までの問題のすべてに解答しなさい。なお、各問題は相互には関係ないものとする。

XはY社の建売住宅を購入したが欠陥住宅であったとして、その建替えと1000万円の損害賠償を求める訴えを提起した。

(1) 建売住宅を購入する際のXY間の売買契約(以下、「本件契約」という。)において、「本件契約に関連してXY間に生じる一切の紛争は、横浜地方裁判所を専属管轄裁判所とする。また、XY間の訴訟においては証人尋問を行わない。」旨の書面による合意があった。この合意は訴訟上効力を有するか。(30点)

(2) 弁論準備手続期日において、Y社の建売住宅をXと同じ地域で購入したA、本件契約の仲介をしたF不動産会社の代表者Bが傍聴を希望した。AについてはXY双方が、BについてはYが傍聴に反対した。この場合、裁判所は傍聴を認めるべきか。(30点)

(3) Xは、次回の期日では住宅を実際に検分しながらその住宅内で弁論および証拠調べをしたい旨申し入れ、Yもそれに同意している。裁判所は法廷外で期日を開くことができるか。(40点)

[国 際 法]

次の第1問及び第2問の全てに解答しなさい。

[第1問]

国家承認と政府承認について、その共通点と相違点にも言及しつつ説明せよ。(60点)

[第2問]

次の用語について、それぞれ200字前後で説明せよ。(40点)

- (1) ノン・ルフールマン(non-refoulement)原則
- (2) 持続可能な開発目標(SDGs)
- (3) 無害通航権
- (4) 上級委員会(Appellate Body)

[国 際 私 法]

ともに日本に居住するX国人男とX国人女A(このふたりは夫婦ではない)の間に子B(X国籍)が生まれた。Aは日本でBを養育していた。Bが生まれてから数年後にAと日本人男Cが知り合い、Bが8歳の時にAとCは日本で日本法上の方式で婚姻した。婚姻の時に、Cは、BがCの子ではないことを知りつつ、Bを認知した。

CはA及びBと同居生活を始めたが、次第にA及びBとの関係が悪くなり、Bが12歳の時に、日本の裁判所に、Aに対する離婚の訴えとBに対する認知無効確認の訴えを提起した。

X国法から日本法への反致は成立しないものとする。

以下の(1)から(3)までの問題のすべてに解答せよ。

必要があれば、問題文の後に掲げた資料を参照せよ。

(1) AとCの離婚の準拠法はどの国の法か。

(30点)

(2) Cによる認知無効の主張は認められるか。

日本法では父は血縁上の父子関係が存在しないことを認知の時に知っていた場合でも認知の無効を主張することができる、という前提で解答せよ。

(35点)

(3) AとCが離婚した後、Aは日本人男Dと婚姻した。DとB(この時、Bは14歳)が養子縁組をする場合、AはBを代理して養子縁組の承諾をする必要があるか。

なお、Bの法定代理人はAである。

(35点)

(資料)

X国民法

101条 嫡出でない子は、父がこれを認知することができる。

102条 認知は、家族登録法の定めるところにより市町村長に届け出ることによってする。

103条 認知をした者は、その者と子の間に血縁上の親子関係が存在しないことを理由として認知の無効を主張することができない。

104条 養子となる者が13歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、養子縁組の承諾をする。

[労 働 法]

次の第1問から第3問までの中から二問を選択し、解答しなさい。その際、選択した問題の番号を冒頭に記載すること（各50点）。

〔第1問〕 有期雇用労働者の雇用の安定のために2012（平成24）年の労働契約法改正により新たに導入されたルールの内容、意義、課題について論じなさい。

〔第2問〕 女性活躍推進法の内容とその特徴について説明すると共に、同法に対するあなたの評価について論じなさい。

〔第3問〕 A社B事業場で勤務するCさんは、顧客からのクレーム対応のため、日曜日の休日労働を急遽命じられた。しかし、その日は10歳になる長男の運動会が予定されており、Cさんは応援に行くことを約束していたため、この命令を拒否した。なお、A社B事業場では、「納期への対応、決算事務、その他業務の必要上やむを得ない場合」について時間外休日労働を認める旨の労使協定が締結され、所轄の労働基準監督署に届け出られている。また、就業規則には、労使協定に挙げられた事由に基づき、時間外休日労働を命じることができる旨の規定がある。Cさんに対する時間外労働命令が適法といえるか、適法性が認められるための要件を挙げつつ検討しなさい。その際、労使協定の効力についても触れること。

[知的財産法]

次の第1問および第2問のすべてに解答しなさい。

[第1問]

著作権法の保護の特徴について、法の目的、保護対象、保護要件及び保護期間（権利の存続期間）に着目して、特許法及び商標法と対比しながら論じなさい。なお、保護対象に関しては、「著作物」に該当しないものの例を具体的に3つ以上挙げて論じること。（60点）

[第2問]

歌の得意な大学生Aは、現役で活躍中のシンガーソングライターBが作詞作曲した音楽の著作物bを、大学の学園祭で使用し、歌いたいと考えた。この場合、Bの著作権を侵害しないようにするには、Aはどうすれば良いか。必要に応じて場合分けをしながら、Aが具体的に取るべき行動について、著作権法第38条第1項を踏まえて論じなさい。（40点）

[社会 保 障 法]

次の第1問から第3問までの中から二問を選択し、解答しなさい。その際、選択した問題の番号を冒頭に記載すること。(各50点)

[第1問]

社会保障法において保障の対象とすべきか否かが問われている領域をめぐる議論を、一つないし複数の領域について具体的に説明しなさい。

[第2問]

求職活動や収入申告といった自立更生に必要であるとして生活保護受給者が購入したパソコンの費用につき、市は購入費相当額の保護費の返還を請求する決定をした。この決定について、生活保護法の原則や関連判例を踏まえて私見を述べなさい。当該生活保護受給者がおかれている状況については、各人が自由に事例を設定すること。

[第3問]

厚生労働省が普及・啓発する「人生会議」について、その内容とこれをめぐる動向を説明しなさい。さらに、「人生会議」をめぐる議論について、私見を述べなさい。

[開発協力論]

「開発と人の移動」に関わる問題を指摘し、その問題が発生・継続する要因および問題を解決するために採りうる方策を論じよ。

